

国債証券等の保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式） 新旧対照表

（下線部分が変更点）

新	旧
<p>（この規定の趣旨）                      第1条 この規定は、<u>お客さま</u>から当金庫が金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に規定する次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、または<u>お客さま</u>が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫と<u>お客さま</u>との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。                      1 国債証券                      2 地方債証券                      3 政府保証債券                      2 ～ 3 （略）</p> <p>（保護預り証券の保管方法及び保管場所）                      第2条 （略）                      1 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他の<u>お客さま</u>の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。                      2 （略）</p> <p>（混蔵保管に関する同意事項）                      第3条                      1 （略）                      2 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他の<u>お客さま</u>と協議を要しないこと</p> <p>（振替決済口座）                      第4条 振替国債に係る<u>お客さま</u>の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。                      2 （略）                      3 当金庫は、<u>お客さま</u>が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。</p> <p>（共通番号の届出）                      第5条 <u>お客さま</u>は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、<u>お客さま</u>の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>（保護預り口座または振替決済口座の開設）                      第5条の2 （略）                      2 当金庫は、<u>お客さま</u>から「口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、<u>お客さま</u>にその旨を連絡いたします。                      3 ～ 4 （略）</p>	<p>（この規定の趣旨）                      第1条 この規定は、<u>お客様</u>から当金庫が金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に規定する次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、または<u>お客様</u>が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫と<u>お客様</u>との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。                      1 国債証券                      2 地方債証券                      3 政府保証債券                      2 ～ 3 （同左）</p> <p>（保護預り証券の保管方法及び保管場所）                      第2条 （同左）                      1 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他の<u>お客様</u>の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。                      2 （同左）</p> <p>（混蔵保管に関する同意事項）                      第3条                      1 （同左）                      2 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他の<u>お客様</u>と協議を要しないこと</p> <p>（振替決済口座）                      第4条 振替国債に係る<u>お客様</u>の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。                      2 （同左）                      3 当金庫は、<u>お客様</u>が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。</p> <p>（共通番号の届出）                      第5条 <u>お客様</u>は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、<u>お客様</u>の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>（保護預り口座または振替決済口座の開設）                      第5条の2 （同左）                      2 当金庫は、<u>お客様</u>から「口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、<u>お客様</u>にその旨を連絡いたします。                      3 ～ 4 （同左）</p>

(契約期間等)  
第6条 (略)  
2 この契約は、お客さま又は当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。  
なお、継続後も同様とします。

(手数料)  
第7条 (略)  
(預入れ及び返還)  
第8条 国債証券等を預け入れるときは、お客さま又はお客さまがあらかじめ届け出た代理人(以下「お客さま等」といいます。)が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。  
2 ～ 3 (略)  
4 保護預り証券は、お客さま等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

(振替の申請)  
第9条 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます  
1 ～ 3 (略)  
2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。  
1 (略)  
2 お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分  
3 ～ 4 (略)  
3 ～ 4 (略)  
5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その**3営業日前**までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。  
6 (略)

(他の口座管理機関への振替)  
第10条 当金庫は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。  
また、当金庫で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当金庫及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。  
2 (略)

(担保の設定)  
第11条 お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

第12条 (略)

(みなし抹消申請)  
第12条の2 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債が償還(分離利息振込国債にあっては、利子の支払い)された場合には、お客さまから当金庫に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当金庫がお客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(抽せん償還)  
第13条 混蔵保管中の保護預り証券が**抽せん償還に当せん**した場合には、被償還者及び償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。

(契約期間等)  
第6条 (同左)  
2 この契約は、お客様又は当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。  
なお、継続後も同様とします。

(手数料)  
第7条 (同左)  
(預入れ及び返還)  
第8条 国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人(以下「お客様等」といいます。)が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。  
2 ～ 3 (同左)  
4 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

(振替の申請)  
第9条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます  
1 ～ 3 (同左)  
2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。  
1 (同左)  
2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分  
3 ～ 4 (同左)  
3 ～ 4 (同左)  
5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その**6営業日前**までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。  
6 (同左)

(他の口座管理機関への振替)  
第10条 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。  
また、当金庫で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当金庫及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。  
2 (同左)

(担保の設定)  
第11条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

第12条 (同左)

(みなし抹消申請)  
第12条の2 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債が償還(分離利息振込国債にあっては、利子の支払い)された場合には、お客様から当金庫に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当金庫がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(抽選償還)  
第13条 混蔵保管中の保護預り証券が**抽選償還に当選**した場合には、被償還者及び償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。

(償還金等の受入れ等)

第14条 (略)

- 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金中央金庫からお客さまに代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
- 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客さまからのお申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の利子の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当金庫に預金口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(お客さまへの連絡事項)

第15条 (略)

- (略)
- 第13条により被償還者に決定したお客さまには、その旨及び償還額
- 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。  
なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫のお客さま相談室に直接ご連絡ください。
- (略)
- 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客さまからの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

- 第16条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (略)

(連帯保証義務)

第17条 日本銀行又は信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

1 ~ 3 (略)

(反社会的勢力との取引拒絶)

第18条 この契約は、お客さまが第19条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第19条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。

(償還金等の受入れ等)

第14条 (同左)

- 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金中央金庫からお客さまに代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
- 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客さまからのお申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の利子の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当金庫に預金口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(連絡事項)

第15条 (同左)

- (同左)
- 第13条により被償還者に決定したお客さまには、その旨及び償還額
- 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。  
なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (同左)
- 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客さまからの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

- 第16条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
- 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (同左)

(連帯保証義務)

第17条 日本銀行又は信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

1 ~ 3 (同左)

(反社会的勢力との取引拒絶)

第18条 この契約は、お客さまが第19条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第19条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。

(解約等)  
第19条 この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その**3営業日前**までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

(削除)

**2** 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

**3** (略)

**1** お客さまが手数料を支払わないとき

**2** お客さまについて相続の開始があったとき

**3** お客さま等がこの規定に違反したとき

(削除)

**4** (略)

**4** 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客さまに通知をすることにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。

**1** お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合

イ ～ ヘ (略)

**2** お客さまが、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

イ ～ ホ (略)

**5** (略)

**1** (略)

**2** 保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第20条 ～ 第21条 (略)

(譲渡、質入れの禁止)

第22条 この契約によるお客さまの権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

第23条 (略)

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第24条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。))が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる国債証券等のうち、当金庫がお客さまからお預りしている国債証券等であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(解約等)

第19条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その**6営業日前**までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

**2** 前項にかかわらず、保護預り証券の利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。

**3** 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。

**4** (同左)

**1** お客様について相続の開始があったとき

**2** お客様等がこの規定に違反したとき

**3** お客様が第25条に定めるこの規定の変更に同意しないとき

**4** (同左)

**5** 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この契約を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。

**1** お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合

イ ～ ヘ (同左)

**2** お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

イ ～ ホ (同左)

**6** (同左)

**1** (同左)

**2** 保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第20条 ～ 第21条 (同左)

(譲渡、質入れの禁止)

第22条 この契約によるお客様の権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

第23条 (同左)

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第24条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。))が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる国債証券等のうち、当金庫がお客様からお預りしている国債証券等であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(この規定の変更)  
第25条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。  
なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2021年11月 1日現在  
青梅信用金庫

(規定の変更)  
第25条 この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。  
  
なお、変更の内容が、お客様従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

平成27年11月24日現在  
青梅信用金庫